

平成27年6月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成26年(ワ)第11037号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結の日・平成27年4月17日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士

谷

真

介

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

被 告

アイフル株式会社

同代表者代表取締役

福

田

吉

孝

同訴訟代理人支配人

山

下

尊

史

同

佐

々

木

孝

司

主 文

- 1 被告は、原告に対し、334万2165円及びうち296万2845円に対する平成25年10月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- 3 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

- 1 原告が被告との間の金銭消費貸借契約に基づいてした弁済につき利息制限法所定の制限利率に従って引き直し計算をすると別紙利息制限法による引き直し計算書（以下「別紙計算書」という。）記載のとおりの過払になってお



り、被告はこのことについて悪意であったとして、原告から被告に対して、不当利得に基づく過払金296万2845円の利得返還、確定利息37万9320円及び上記利得に対する最終弁済日の翌日である平成25年10月19日から支払済みまでの年5分の割合による利息の請求をする事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがなければ各項掲記の証拠〔枝番を含む〕及び弁論の全趣旨により認められる。）

(1) 当事者

被告は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の題名は貸金業の規制等に関する法律。以下では、同改正の前後を通じて「貸金業法」といい、また、法令は当時施行されていたものを指す。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 金銭消費貸借基本契約の締結

ア 第1契約（甲6，乙1ないし3）

原告と被告とは、平成11年9月3日、下記(ア)記載の概要で金銭消費貸借基本契約を締結した。その後、原告は、被告との間で、同契約を元にして、平成11年12月6日及び平成12年2月2日に、下記(イ)及び(ウ)のとおり、順次別個の金銭消費貸借基本契約を締結したが、これら(ア)ないし(ウ)の基本契約に基づく取引が一連の取引であることは、被告が自認するとおりである（以下、下記(ア)ないし(ウ)の各契約を総じて「第1契約」という。）。

(ア) 平成11年9月3日締結の金銭消費貸借基本契約

- a 返済方式 ハイバランスリボルビング返済
- b 契約利率 実質年率29.2%
- c 支払期日 サイクル制
- d 遅延損害金

本契約による債務を履行しなかった場合には、支払わなければな

らない元金に対し、実質年率39.931%（年365日の日割計算）でその翌日以降完済に至るまでの遅延損害金を支払う。

(イ) 平成11年12月6日締結の金銭消費貸借基本契約

- a 返済方式 元金定率リボルビング返済
- b 契約利率 実質年率29.2%
- c 支払期日 サイクル制
- d 遅延損害金  
上記(ア)dと同内容
- e 従前の貸付の債務

本契約書には、上記(ア)の残元金27万4000円が含まれている。

(ウ) 平成12年2月2日締結の金銭消費貸借基本契約

- a 返済方式 元金定率リボルビング返済
- b 契約利率 実質年率27.5%
- c 支払期日 サイクル制
- d 遅延損害金  
上記(ア)dと同内容
- e 従前の貸付の債務

本契約書には、上記(イ)の残元金3万9000円が含まれている。

- f 契約極度額（第3条） 200万円
- g 期限の利益喪失（第7条要約）

本契約成立後、債務者及び連帯保証人について、支払期日までに利息又は元金の支払の懈怠があった場合、被告からの通知催告がなくとも被告に対する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う。

イ 第2契約（乙4）

原告と被告とは、平成17年6月24日、以下の概要で金銭消費貸借

基本契約を締結した（この基本契約を以下「第2契約」という。）。

- (ア) 借入限度額 200万円
- (イ) 返済方式 カードローン（ハイバランス・リボルビング）
- (ウ) 貸付利率 年率24%
- (エ) 遅延損害金

本契約による債務を履行しなかった場合、支払わなければならない元本に対し、実質29.2%の割合（年365日の割合で計算）でその翌日以降完済に至るまでの遅延損害金を支払う。

- (オ) 従前の貸付の債務

本契約証書には、上記ア(ウ)の残元金99万9218円が含まれている。

### (3) 第1契約及び第2契約に基づく借入れと弁済

原告は、被告との間で、第1契約及び第2契約に基づいて、別紙計算書の「年月日」欄記載の年月日に、「借入金額」欄記載の借入れと、「返済額」欄記載の弁済を繰り返した（第1契約に基づく借入れと弁済は、別紙計算表の番号1から137までの取引であり、第2契約に基づく借入れと弁済は、別紙計算表の番号138から267までの取引である）。

なお、被告は、別紙計算書について、利息制限法所定の金利への引直計算をすること自体には同意している。

## 3 争点

- (1) 第1契約によって生じた過払金が第2契約から発生した債務に充当されるか
- (2) 原告が期限の利益を喪失したか
- (3) 被告が悪意の受益者に該当するか

## 4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)（第1契約によって生じた過払金が第2契約から発生した債務に

充当されるか) に関する当事者の主張

ア 原告の主張

まず、第1契約と第2契約のいずれもリボルビング返済方式の契約であり、第2契約締結後も、同契約に基づいて、借入れと返済が繰り返されている。また、第1契約に基づく残債務について第2契約に基づく貸付金によって弁済される形式となっており、第2契約締結日と同日に第2契約に伴う根抵当権設定仮登記等の司法書士報酬が支払われていることをみれば、第2契約は、その締結日より以前から契約締結に向けての交渉がなされていたとみることができる。

さらに、第1契約においても、第2契約においても、契約番号として「0048-0049786」という番号が用いられている。

これらの事情をみれば、第1契約と第2契約は一体の契約であると解され、原告と被告との間で、第1契約によって発生した過払金を第2契約から発生した債務に充当する旨の合意があったといえることができる。

イ 被告の主張

そもそも、第1契約と第2契約は別個の契約である。第1契約が限度額を100万円とする無担保無保証の小口信用取引であるのに対して、第2契約は限度額を200万円とし、原告の所有する土地建物に担保権を設定して契約された取引である。

(2) 争点(2) (原告が期限の利益を喪失したか) に関する当事者の主張

ア 原告の主張

被告は、原告が期限の利益を喪失したといいながら、その後も長期間にわたりそのような主張をせずに約定利率で利息を受領してきたし、第2契約を締結した際にも、第1契約における期限の利益の喪失を一切主張せず、第2契約においても、約定利率で利息を受領してきた。

そのような被告が、本件において、期限の利益の喪失を主張すること

は、禁反言の原則や信義則に著しく反する。

イ 被告の主張

(ア) 原告は、平成13年4月16日、第1契約に基づく分割金の支払について、これを怠ったことにより、期限の利益を喪失した。したがって、同日以降のすべての取引は、遅延損害利率で計算されるべきである。

(イ) 被告による期限の利益喪失の主張は信義則に反しない。

(3) 争点(3) (被告が悪意の受益者に該当するか) に関する当事者の主張

ア 原告の主張

被告は悪意の受益者に該当する。

イ 被告の主張

被告は、原告との取引について、貸金業法43条の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむをえない「特段の事情」があった。したがって、被告は「悪意の受益者」との推定を受けることはない。

また、被告が「悪意の受益者」と評価されたとしても、民法704条の利息を付すべき時期を訴状送達の日翌日とすべきである。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (第1契約によって生じた過払金が第2契約から発生した債務に充当されるか) に対する判断

(1) 前提事実のとおり、本件の各契約は第1契約と第2契約に分かたれる。

ところで、同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭

消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である。そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である。

- (2) 前提事実のとおり、原告は、被告との間で第2契約を開始するに当たり新たに基本契約を締結したことが認められる。このことからすると、第1契約に基づく取引と第2契約に基づく取引とは別個の基本契約に基づくものであると認められる。

そこで、上記特段の事情について検討すると、前提事実並びに証拠（甲1、乙4）及び弁論の全趣旨によれば、第1契約に基づく取引は、平成11年9月3日から平成17年6月24日まで約5年9か月にわたって行われ、同日に利息5212円と元本99万9218円の合計100万4430円が支払われて、第1契約に基づく取引が終了したこと、同日、第2契約が締結され、第2契約に基づいて被告から原告に対し120万円が貸し

付けられたが、貸付けについて第1契約の残元金99万1218円が含まれているとされていることが認められる。

この事実関係をみれば、第2契約は、第1契約の取引を引き継ぐものとして締結されたというべきであり、第1契約と第2契約は、事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができるから、第1契約によって生じた過払金を第2契約に基づく債務に充当する旨の合意が存在するものと解するのが相当である。

## 2 争点(2) (原告が期限の利益を喪失したか) に対する判断

(1) 甲1によれば、原告が、平成13年4月16日に第1契約に定める返済期日における弁済を怠ったことが認められる。

(2) 被告の主張が信義則に反するかについて

甲1及び弁論の全趣旨によれば、①第1契約及び第2契約において、被告は、原告の弁済について、約定の支払日を徒過した弁済についてのみ遅延損害金を計上して遅延損害金から充当し、この約定の支払日を徒過した後であっても、その後に約定の支払日までになされた弁済については、遅延損害金ではなく利息金を計上して利息金から弁済充当をするという計算方法を用いていたこと、②この計算方法に基づいて、第1契約の残債務の額を算出し、同債務額の弁済をもって第1契約を終了させたこと、③被告は、原告からの求めに応じて、原告に対し、この計算方法に基づいた取引計算書を交付したことが認められる。

近年、債務者やその代理人が貸金業者に対して取引履歴の開示を求めた場合、それは債務整理や過払金返還請求に準備行為としてなされることが多いのが一般的である。そして、取引履歴の開示を受けた債務者等は、当該取引履歴に沿って、その後の債務整理等の方針を立てることになる。このような実情に照らせば、取引履歴の開示を求められた貸金業者は、当該貸金業者の認識に基づいた取引履歴を誠実に開示することが期待されてい

るというべきである。

本件において、被告は、本件訴訟前には、期限の利益喪失後であっても、約定の支払日までになされた分割金の弁済については、従来どおり利息金を計上して利息金から充当する旨の運用を行い、また、そのような取引計算書を開示してきたのであり、この計算書記載の計算方法が、被告の運用方針として原告に提示されていたのであるから、被告の本件訴訟における主張は、自己の従前の主張を覆すものであるし、取引計算書を元に債務整理等を行ってきた原告の信頼をも裏切るものともいえ、被告が原告について期限の利益の喪失を主張することは、信義則に反するものと言わなければならない。

したがって、本件において、被告が原告の期限の利益喪失を主張することは、信義則に反して許されない。

### 3 争点(3) (被告が悪意の受益者に該当するか) に対する判断

貸金業者が利息制限法所定の制限利率を超過する部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるという認識があり、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得したもの、すなわち民法704条の「悪意の受益者」と推定されるというべきである。

被告は、本件における各弁済について貸金業法43条1項の適用の前提である同法17条及び18条所定の書面の作成・交付について何らの確な立証をしない。したがって、同項が適用されること又は上記特段の事情があると認めることはできない。

そして、悪意の受益者は、利得金を受領した時から利息を支払うべきであるから、各過払金発生の時点から利息が発生する。利息の発生時に関する被

告の主張はそれ自体失当である。

4 小括

以上の判断に基づいて、原告による弁済について利息制限法所定の利率で  
充当計算をすると、別紙計算書のとおり、過払元金296万2845円及び  
過払利息37万9320円が発生することとなる。

5 結論

よって、原告の請求には理由があるからこれを認容することとし、主文  
のとおり判決する。なお、仮執行免脱宣言は相当ではないので付さず、執  
行開始時期についても特段の制限を設けない。

大阪地方裁判所第3民事部

裁判官 玉 野 勝 則

## 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者 アイフル		利息制限法引直計算					過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金		
	年月日	借入金額	返済額	期間計算		初日利息不算入			閏年計算				
				閏年に 該当す る日数	平年に 該当す る日数	利息制 限法利 率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入 金額	初日利息不算入(閏年) 利率5%, 円未満切り捨て			
										利息	利息累計	元金入金額	
1	H11.9.3	300,000											300,000
2	H11.10.4		17,440		31	18%	4,586		12,854				287,146
3	H11.10.4		2,560			18%			2,560				284,586
4	H11.11.4		20,000		31	18%	4,350		15,650				268,936
5	H11.12.6		7,596		32	18%	4,244		3,352				265,584
6	H11.12.6	126,000				18%							391,584
7	H12.1.6		17,920	6	25	18%	5,983		11,937				379,647
8	H12.2.2		8,467	27		18%	5,041		3,426				376,221
9	H12.2.2	608,000				18%							984,221
10	H12.3.6		24,863	33		18%	15,973		8,890				975,331
11	H12.3.6		15,000			18%			15,000				960,331
12	H12.4.6		23,005	31		18%	14,641		8,364				951,967
13	H12.4.6		15,000			18%			15,000				936,967
14	H12.5.8		40,000	32		18%	14,745		25,255				911,712
15	H12.5.11	20,000		3		18%	1,345	1,345					931,712
16	H12.6.8		40,000	28		18%	12,830		25,825				905,887
17	H12.7.10		40,000	32		18%	14,256		25,744				880,143
18	H12.7.18	20,000		8		18%	3,462	3,462					900,143
19	H12.7.25	20,000		7		18%	3,098	6,560					920,143
20	H12.7.28	20,000		3		18%	1,357	7,917					940,143
21	H12.8.10		40,000	13		18%	6,010		26,073				914,070
22	H12.8.26	15,000		16		18%	7,192	7,192					929,070
23	H12.9.10		38,000	15		18%	6,853		23,955				905,115
24	H12.10.11		40,000	31		18%	13,799		26,201				878,914
25	H12.10.14	20,000		3		18%	1,296	1,296					898,914
26	H12.10.26	10,000		12		18%	5,305	6,601					908,914
27	H12.11.10		40,000	15		18%	6,705		26,694				882,220
28	H12.12.11		40,000	31		18%	13,450		26,550				855,670
29	H13.1.11		22,422	20	11	18%	13,058		9,364				846,306
30	H13.1.11		14,900			18%			14,900				831,406
31	H13.1.30	20,000		19		18%	7,790	7,790					851,406
32	H13.2.2	20,000		3		18%	1,259	9,049					871,406
33	H13.2.13		40,000	11		18%	4,727		26,224				845,182
34	H13.3.16		40,000	31		18%	12,920		27,080				818,102
35	H13.3.31	20,000		15		18%	6,051	6,051					838,102
36	H13.4.17		40,000	17		18%	7,026		26,923				811,179
37	H13.5.17	40,000		30		18%	12,001	12,001					851,179
38	H13.5.18		38,000	1		18%	419		25,580				825,599
39	H13.6.17	20,000		30		18%	12,214	12,214					845,599
40	H13.6.18		40,000	1		18%	417		27,369				818,230
41	H13.6.21	15,000		3		18%	1,210	1,210					833,230
42	H13.7.19		40,000	28		18%	11,505		27,285				805,945
43	H13.8.19		40,000	31		18%	12,321		27,679				778,266
44	H13.8.25	20,000		6		18%	2,302	2,302					798,266
45	H13.9.11	15,000		17		18%	6,692	8,994					813,266
46	H13.9.19		40,000	8		18%	3,208		27,798				785,468
47	H13.9.21	15,000		2		18%	774	774					800,468
48	H13.10.22		40,000	31		18%	12,237		26,989				773,479
49	H13.10.29	15,000		7		18%	2,670	2,670					788,479
50	H13.11.22		40,000	24		18%	9,332		27,998				760,481
51	H13.11.27	20,000		5		18%	1,875	1,875					780,481
52	H13.12.25		40,000	28		18%	10,777		27,348				753,133

## 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者 アイフル			利息制限法引直計算				過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金	
	年月日	借入金額	返済額	期間計算		初日利息不算入		閏年計算				
				閏年に 該当す る日数	平年に 該当す る日数	利息制 限法利 率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入 金額	初日利息不算入(閏年) 利率5%, 円未満切り捨て 利息   利息累計   元金入金額		
53	H14.1.17	10,000			23	18%	8,542	8,542				763,133
54	H14.1.25		40,000		8	18%	3,010		28,448			734,685
55	H14.2.8	20,000			14	18%	5,072	5,072				754,685
56	H14.2.25		40,000		17	18%	6,326		28,602			726,083
57	H14.3.28		40,000		31	18%	11,100		28,900			697,183
58	H14.4.2	15,000			5	18%	1,719	1,719				712,183
59	H14.4.4	20,000			2	18%	702	2,421				732,183
60	H14.4.30		40,000		26	18%	9,387		28,192			703,991
61	H14.5.24	15,000			24	18%	8,332	8,332				718,991
62	H14.5.31		40,000		7	18%	2,481		29,187			689,804
63	H14.6.6	15,000			6	18%	2,041	2,041				704,804
64	H14.7.1		39,000		25	18%	8,689		28,270			676,534
65	H14.7.1	15,000				18%						691,534
66	H14.7.16	5,000			15	18%	5,115	5,115				696,534
67	H14.8.1		40,000		16	18%	5,495		29,390			667,144
68	H14.8.3	10,000			2	18%	658	658				677,144
69	H14.8.9	5,000			6	18%	2,003	2,661				682,144
70	H14.9.2		40,000		24	18%	8,073		29,266			652,878
71	H14.9.25	10,000			23	18%	7,405	7,405				662,878
72	H14.10.3		40,000		8	18%	2,615		29,980			632,898
73	H14.10.8	10,000			5	18%	1,560	1,560				642,898
74	H14.10.18	10,000			10	18%	3,170	4,730				652,898
75	H14.11.5		40,000		18	18%	5,795		29,475			623,423
76	H14.11.6	20,000			1	18%	307	307				643,423
77	H14.12.5		37,479		29	18%	9,201		27,971			615,452
78	H14.12.7	15,000			2	18%	607	607				630,452
79	H15.1.6		40,000		30	18%	9,327		30,066			600,386
80	H15.1.15	15,000			9	18%	2,664	2,664				615,386
81	H15.2.5		37,374		21	18%	6,373		28,337			587,049
82	H15.2.7	15,000			2	18%	579	579				602,049
83	H15.3.11		40,000		32	18%	9,500		29,921			572,128
84	H15.3.12	15,000			1	18%	282	282				587,128
85	H15.4.12		40,000		31	18%	8,975		30,743			556,385
86	H15.4.12	15,000				18%						571,385
87	H15.5.13		38,224		31	18%	8,735		29,489			541,896
88	H15.5.16	15,000			3	18%	801	801				556,896
89	H15.6.12		37,440		27	18%	7,415		29,224			527,672
90	H15.6.16	15,000			4	18%	1,040	1,040				542,672
91	H15.7.14		38,936		28	18%	7,493		30,403			512,269
92	H15.7.29	15,000			15	18%	3,789	3,789				527,269
93	H15.8.15		40,000		17	18%	4,420		31,791			495,478
94	H15.8.21	10,000			6	18%	1,466	1,466				505,478
95	H15.9.18		41,000		28	18%	6,979		32,555			472,923
96	H15.10.21		40,000		33	18%	7,696		32,304			440,619
97	H15.10.22	35,000			1	18%	217	217				475,619
98	H15.11.25		41,342		34	18%	7,974		33,151			442,468
99	H15.11.26	15,000			1	18%	218	218				457,468
100	H15.12.27		38,967		31	18%	6,993		31,756			425,712
101	H16.1.15	15,000			15	4	3,980	3,980				440,712
102	H16.2.5		45,000		21	18%	4,551		36,469			404,243
103	H16.2.19	10,000			14	18%	2,783	2,783				414,243
104	H16.3.5		36,373		15	18%	3,055		30,535			383,708

# 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者		利息制限法引直計算					過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金		
	年月日	借入金額	期間計算		初日利息不算入 利率	利息	閏年計算		初日利息不算入(閏年)				
			借入金額	返済額			繰越利息 等(累計)	元金入 金額	利率5%, 円未満切り捨て 利息	利息累計		元金入金額	
105	H16.3.5		627			18%			627				383,081
106	H16.3.25	10,000		20		18%	3,768	3,768					393,081
107	H16.4.4	10,000		10		18%	1,933	5,701					403,081
108	H16.4.5		37,802	1		18%	198		31,903				371,178
109	H16.4.13	15,000		8		18%	1,460	1,460					386,178
110	H16.5.6		38,092	23		18%	4,368		32,264				353,914
111	H16.5.14	18,000		8		18%	1,392	1,392					371,914
112	H16.6.5		37,392	22		18%	4,023		31,977				339,937
113	H16.6.28	10,000		23		18%	3,845	3,845					349,937
114	H16.7.5		37,217	7		18%	1,204		32,168				317,769
115	H16.7.23	19,000		18		18%	2,813	2,813					336,769
116	H16.8.5		40,000	13		18%	2,153		35,034				301,735
117	H16.8.18	15,000		13		18%	1,929	1,929					316,735
118	H16.9.6		38,795	19		18%	2,959		33,907				282,828
119	H16.10.5		36,363	29		18%	4,033		32,330				250,498
120	H16.10.22	30,000		17		18%	2,094	2,094					280,498
121	H16.11.8		40,205	17		18%	2,345		35,766				244,732
122	H16.11.9	15,000		1		18%	120	120					259,732
123	H16.12.9		39,000	30		18%	3,832		35,048				224,684
124	H16.12.21	15,000		12		18%	1,326	1,326					239,684
125	H17.1.11		40,000	10	11	18%	2,478		36,196				203,488
126	H17.1.15	15,000			4	18%	401	401					218,488
127	H17.2.14		40,000		30	18%	3,232		36,367				182,121
128	H17.2.25	18,000			11	18%	987	987					200,121
129	H17.3.17		39,000		20	18%	1,973		36,040				164,081
130	H17.3.23	15,000			6	18%	485	485					179,081
131	H17.4.16		38,000		24	18%	2,119		35,396				143,685
132	H17.4.25	15,000			9	18%	637	637					158,685
133	H17.5.17		40,000		22	18%	1,721		37,642				121,043
134	H17.5.20	18,000			3	18%	179	179					139,043
135	H17.6.17		39,000		28	18%	1,919		36,902				102,141
136	H17.6.22	15,000			5	18%	251	251					117,141
137	H17.6.24		1,004,430		2	18%	115		1,004,064				-886,923
138	H17.6.24	1,200,000				18%							313,077
139	H17.7.17		40,000		23	18%	3,551		36,449				276,628
140	H17.7.18	200,000			1	18%	136	136					476,628
141	H17.7.30	20,000			12	18%	2,820	2,956					496,628
142	H17.8.3	10,000			4	18%	979	3,935					506,628
143	H17.8.16		33,000		13	18%	3,247		25,818				480,810
144	H17.8.28	10,000			12	18%	2,845	2,845					490,810
145	H17.9.6	20,000			9	18%	2,178	5,023					510,810
146	H17.9.12	200,000			6	18%	1,511	6,534					710,810
147	H17.9.15		35,000		3	18%	1,051		27,415				683,395
148	H17.10.17		40,000		32	18%	10,784		29,216				654,179
149	H17.10.21	50,000			4	18%	1,290	1,290					704,179
150	H17.11.7	30,000			17	18%	5,903	7,193					734,179
151	H17.11.16		37,000		9	18%	3,258		26,549				707,630
152	H17.12.13	110,000			27	18%	9,422	9,422					817,630
153	H17.12.16		39,000		3	18%	1,209		28,369				789,261
154	H18.1.16		40,000		31	18%	12,065		27,935				761,326
155	H18.1.24		3,000		8	18%	3,003	3					761,326
156	H18.1.24	40,000				18%		3					801,326

# 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者	アイフル		利息制限法引直計算					過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金	
				期間計算		初日利息不算入		閏年計算		初日利息不算入(閏年)			
				借入金額	返済額	周年に 該当する日数	平年に 該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額		利率5%, 円未満切り捨て
157	H18.1.25	140,000			1	18%	395	398				941,326	
158	H18.2.15		40,000		21	18%	9,748		29,854			911,472	
159	H18.2.27		3,000		12	18%	5,393	2,393				911,472	
160	H18.3.2	10,000			3	18%	1,348	3,741				921,472	
161	H18.3.15		42,000		13	18%	5,907		32,352			889,120	
162	H18.4.20		42,000		36	18%	15,784		26,216			862,904	
163	H18.4.24		6,000		4	18%	1,702		4,298			858,606	
164	H18.5.15		42,000		21	18%	8,891		33,109			825,497	
165	H18.5.16	17,000			1	18%	407	407				842,497	
166	H18.6.25		46,000		40	18%	16,619		28,974			813,523	
167	H18.7.19		42,000		24	18%	9,628		32,372			781,151	
168	H18.7.29		6,000		10	18%	3,852		2,148			779,003	
169	H18.8.28		46,000		30	18%	11,524		34,476			744,527	
170	H18.10.1		45,000		34	18%	12,483		32,517			712,010	
171	H18.10.27		45,000		26	18%	9,129		35,871			676,139	
172	H18.11.20		44,000		24	18%	8,002		35,998			640,141	
173	H18.12.25		44,000		35	18%	11,049		32,951			607,190	
174	H18.12.30	50,000			5	18%	1,497	1,497				657,190	
175	H19.1.23		50,000		24	18%	7,778		40,725			616,465	
176	H19.3.1		50,000		37	18%	11,248		38,752			577,713	
177	H19.3.27		39,000		26	18%	7,407		31,593			546,120	
178	H19.4.16		31,000		20	18%	5,386		25,614			520,506	
179	H19.4.27	20,000			11	18%	2,823	2,823				540,506	
180	H19.5.24		40,000		27	18%	7,196		29,981			510,525	
181	H19.6.19		35,000		26	18%	6,545		28,455			482,070	
182	H19.7.2		10,000		13	18%	3,090		6,910			475,160	
183	H19.7.17		40,000		15	18%	3,514		36,486			438,674	
184	H19.8.11		36,000		25	18%	5,408		30,592			408,082	
185	H19.9.18		50,000		38	18%	7,647		42,353			365,729	
186	H19.10.10		33,000		22	18%	3,967		29,033			336,696	
187	H19.11.14		50,000		35	18%	5,811		44,189			292,507	
188	H19.12.16		46,000		32	18%	4,616		41,384			251,123	
189	H20.1.15		45,000	15	15	18%	3,710		41,290			209,833	
190	H20.2.24		56,815	40		18%	4,127		52,688			157,145	
191	H20.3.17		33,426	22		18%	1,700		31,726			125,419	
192	H20.4.15		42,375	29		18%	1,788		40,587			84,832	
193	H20.5.7	20,000		22		18%	917	917				104,832	
194	H20.5.17		46,000	10		18%	515		44,568			60,264	
195	H20.5.18	20,000		1		18%	29	29				80,264	
196	H20.6.16		44,247	29		18%	1,144		43,074			37,190	
197	H20.6.27	10,000		11		18%	201	201				47,190	
198	H20.7.16		40,000	19		18%	440		39,359			7,831	
199	H20.8.11	4,000		26		18%	100	100				11,831	
200	H20.8.15		40,000	4		18%	23		39,877			-28,046	
201	H20.9.17		30,000	33					30,000	-126	-126	-58,046	
202	H20.10.2		15,000	15					15,000	-118	-244	-73,046	
203	H20.10.15		35,137	13					35,137	-129	-373	-108,183	
204	H20.10.15		7,977						7,977		-373	-116,160	
205	H20.11.15		47,877	31					47,877	-491	-864	-164,037	
206	H20.12.23		48,000	38					48,000	-851	-1,715	-212,037	
207	H21.1.21		48,000	8	21				48,000	-841	-2,556	-260,037	
208	H21.2.17		47,000		27				47,000	-961	-3,517	-307,037	

# 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者 アイフル		利息制限法引直計算					過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金		
			期間計算		初日利息不算入			閏年計算					
			借入金額	返済額	期間に 該当する日数	平年に 該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額		初日利息不算入(閏年)	利率5%、円未満切り捨て
年月日	借入金額	返済額	期間に 該当する日数	平年に 該当する日数	利息制限法利率	利息	繰越利息等(累計)	元金入金額	初日利息不算入(閏年)	利率5%、円未満切り捨て			
209	H21.3.16		47,000		27				47,000	-1,135	-4,652		-354,037
210	H21.4.14		47,000		29				47,000	-1,406	-6,058		-401,037
211	H21.5.13		48,000		29				48,000	-1,593	-7,651		-449,037
212	H21.6.15		47,000		33				47,000	-2,029	-9,680		-496,037
213	H21.7.17		28,000		32				28,000	-2,174	-11,854		-524,037
214	H21.7.17		20,000						20,000		-11,854		-544,037
215	H21.8.16		47,000		30				47,000	-2,235	-14,089		-591,037
216	H21.9.23		20,000		38				20,000	-3,076	-17,165		-611,037
217	H21.9.27		27,000		4				27,000	-334	-17,499		-638,037
218	H21.10.19		48,000		22				48,000	-1,922	-19,421		-686,037
219	H21.11.15		47,000		27				47,000	-2,537	-21,958		-733,037
220	H21.12.16		48,000		31				48,000	-3,112	-25,070		-781,037
221	H22.1.21		47,000		36				47,000	-3,851	-28,921		-828,037
222	H22.2.22		47,000		32				47,000	-3,629	-32,550		-875,037
223	H22.3.24		48,000		30				48,000	-3,596	-36,146		-923,037
224	H22.4.22		48,000		29				48,000	-3,666	-39,812		-971,037
225	H22.5.24		47,000		32				47,000	-4,256	-44,068		-1,018,037
226	H22.6.20		48,000		27				48,000	-3,765	-47,833		-1,066,037
227	H22.7.22		47,000		32				47,000	-4,673	-52,506		-1,113,037
228	H22.8.22		48,000		31				48,000	-4,726	-57,232		-1,161,037
229	H22.9.25		47,000		34				47,000	-5,407	-62,639		-1,208,037
230	H22.10.25		58,000		30				58,000	-4,964	-67,603		-1,266,037
231	H22.11.21		47,000		27				47,000	-4,682	-72,285		-1,313,037
232	H22.12.16		47,000		25				47,000	-4,496	-76,781		-1,360,037
233	H23.1.23		47,000		38				47,000	-7,079	-83,860		-1,407,037
234	H23.2.20		40,000		28				40,000	-5,396	-89,256		-1,447,037
235	H23.3.21		48,000		29				48,000	-5,748	-95,004		-1,495,037
236	H23.4.20		47,000		30				47,000	-6,143	-101,147		-1,542,037
237	H23.5.17		47,000		27				47,000	-5,703	-106,850		-1,589,037
238	H23.6.21		47,000		35				47,000	-7,618	-114,468		-1,636,037
239	H23.7.20		49,000		29				49,000	-6,499	-120,967		-1,685,037
240	H23.8.22		47,000		33				47,000	-7,617	-128,584		-1,732,037
241	H23.9.20		47,000		29				47,000	-6,880	-135,464		-1,779,037
242	H23.10.21		48,000		31				48,000	-7,554	-143,018		-1,827,037
243	H23.11.20		48,000		30				48,000	-7,508	-150,526		-1,875,037
244	H23.12.24		48,000		34				48,000	-8,733	-159,259		-1,923,037
245	H24.1.22		47,000		22	7			47,000	-7,623	-166,882		-1,970,037
246	H24.2.22		48,000		31				48,000	-8,343	-175,225		-2,018,037
247	H24.3.22		47,000		29				47,000	-7,994	-183,219		-2,065,037
248	H24.4.22		48,000		31				48,000	-8,745	-191,964		-2,113,037
249	H24.5.20		40,000		28				40,000	-8,082	-200,046		-2,153,037
250	H24.5.22		7,000		2				7,000	-588	-200,634		-2,160,037
251	H24.6.20		48,000		29				48,000	-8,557	-209,191		-2,208,037
252	H24.7.17		47,000		27				47,000	-8,144	-217,335		-2,255,037
253	H24.8.17		48,000		31				48,000	-9,550	-226,885		-2,303,037
254	H24.9.23		47,000		37				47,000	-11,641	-238,526		-2,350,037
255	H24.10.16		47,000		23				47,000	-7,383	-245,909		-2,397,037
256	H24.11.18		50,000		33				50,000	-10,806	-256,715		-2,447,037
257	H24.12.18		46,000		30				46,000	-10,028	-266,743		-2,493,037
258	H25.1.14		47,000		13	14			47,000	-9,208	-275,951		-2,540,037
259	H25.2.24		48,000			41			48,000	-14,265	-290,216		-2,588,037
260	H25.3.25		48,000			29			48,000	-10,281	-300,497		-2,636,037

# 利息制限法による引き直し計算書

番号	当事者		利息制限法引直計算					過払利息計算			残元金 (-)は過払 残元金		
	アイフル		期間計算		初日利息不算入	閏年計算		初日利息不算入(閏年)					
	年月日	借入金額	返済額	閏年に 算入する 日数	平年に 該当する 日数	利息制 限法利 率	利息	繰越利息 等(累計)	元金入 金額	利率5%, 円未満切り捨て		利息	利息累計
261	H25.4.21		47,000		27				47,000	-9,749	-310,246		-2,683,037
262	H25.5.19		48,000		28				48,000	-10,291	-320,537		-2,731,037
263	H25.6.15		47,000		27				47,000	-10,101	-330,638		-2,778,037
264	H25.7.17		47,000		32				47,000	-12,177	-342,815		-2,825,037
265	H25.8.25		48,000		39				48,000	-15,092	-357,907		-2,873,037
266	H25.9.23		47,000		29				47,000	-11,413	-369,320		-2,920,037
267	H25.10.18		42,808		25				42,808	-10,000	-379,320		-2,962,845
											<b>合計</b>	<b>-3,342,165</b>	

これは正本である。

平成27年 6月 16日

大阪地方裁判所第3民事部

裁判所書記官 中村 晋也

